

あま市障がい福祉計画の策定にあたって

1 障がい福祉計画の概要等

(1) 計画の概要

①障がい福祉計画の概要

障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービス等の提供体制の策定が義務付けられている計画です。

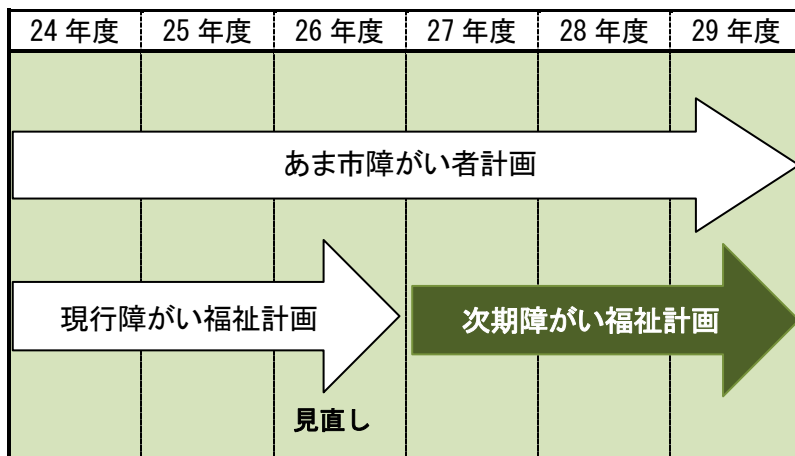
策定にあたっては、国の定める基本指針に即することが規定されており、本市の実情を反映した計画として策定します。また、県計画及び本市の上位計画やその他関連計画との整合性を図りながら策定します。

②根拠法令・性格・位置付け

	障がい者計画	障がい福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (平成23年8月5日施行)	障害者総合支援法 (平成25年4月1日施行)
性 格	<ul style="list-style-type: none">・障害者基本計画及びあいち健康福祉ビジョンを基本とし、あま市における障がい者の状況等を踏まえた基本的な計画・中長期的な見通しに立った障がい者施策の展開を図る計画	<ul style="list-style-type: none">・各年度における障害福祉サービス等ごとに必要な見込み量を算出し、その見込み量を確保するための方策を定める計画
位置付け	障害者基本計画を基本とした、あま市総合計画の部門計画	障害者基本計画の「生活支援」を中心とした施策の具体的な数値目標を設定

③計画期間

平成27年度から29年度の3年間



④計画策定スケジュール
別紙参照

(2) 計画の策定体制

①障がい福祉計画策定委員会

障がいのある人等の団体や医療・教育・福祉・就労等の各分野からの代表からなる「障がい者計画策定委員会」において協議します。

②アンケート調査の実施

障害福祉サービス等の利用者等約 800 人、障害福祉サービス事業者 20 件に対してアンケート調査を実施します。

- ・障害福祉サービス及び地域生活支援事業受給者証保持者約 600 人
- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳保持者（抽出）約 200 人
- ・市内及び近隣市町に所在する障害福祉サービス等事業者 20 件程度

③障がい者団体に対するヒアリング調査

障がい者団体を対象に、サービス利用上の課題などについてヒアリングを行います。

2 障害福祉計画の基本指針（概要）

1 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

- ①障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ②市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
 - ◎地域生活支援拠点等の整備の方向性を定める

◎地域生活支援拠点とは

具体的なイメージとしては、グループホームや利用定員 30 名程度の小規模な障害者支援施設に地域相談支援・地域生活支援事業を活用した地域支援機能を付加して、各種相談や緊急時の受入対応体制の確保、コーディネーターの配置等による地域の体制作りを行う施設の整備等（拠点を設けず、地域において機能を分担する「面的な体制」も可能）が想定されている。

2 障害福祉サービスの提供体制確保に関する基本的な考え方

- ①訪問系サービス、日中活動系サービスの保障
- ②グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- ③福祉施設から一般就労への移行等の推進

3 相談体制の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ①計画相談支援の利用者数の増加に向けた更なる体制の整備
- ②地域移行支援及び地域定着支援の体制の整備
- ③協議会における関係者の有機的な連携等
- ④発達障害児者、難病患者等への支援体制の整備

4 障害児を支援する体制の確保

- ①障害児及び家族に対する乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築
- ②児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害入所支援の整備

5 障害福祉サービス、相談支援並びに市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標

項 目	内 容
①施設入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> ■ 成果目標 <ul style="list-style-type: none"> (a) 地域生活移行者の増加 平成 25 年度末時点の施設入所者数の 12%以上を地域生活へ移行 (b) 施設入所者の削減 施設入所者数を平成 25 年度末時点から 4%以上削減 ■ 活動指標 <ul style="list-style-type: none"> (a) 生活介護の利用者数、利用日数 (b) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数 (c) 就労移行支援の利用者数、利用日数 (d) 就労継続支援（A 型・B 型）の利用者数、利用日数 (e) 短期入所（福祉型・医療型）の利用者数、利用日数 (f) 共同生活援助の利用者数 (g) 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数 (h) 施設入所支援の利用者数
②入院中の精神障害者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> ■ 成果目標 <ul style="list-style-type: none"> (a) 入院後 3 か月時点での退院率の上昇など 入院後 3 か月時点の退院率を 64%以上とする (b) 入院後 1 年時点の退院率の上昇 入院後 1 年時点の退院率を 91%以上とする (c) 在院期間 1 年以上の長期在院者数の減少 1 年以上の在院者数を平成 24 年 6 月時点から 18%以上減少 ■ 活動指標 <ul style="list-style-type: none"> (a) 自立訓練（生活訓練）の利用者数、利用日数 (b) 就労移行支援の利用者数、利用日数 (c) 就労継続支援（A 型・B 型）の利用者数、利用日数 (d) 短期入所（福祉型・医療型）の利用者数、利用日数 (e) 共同生活援助の利用者数 (f) 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数
③障害者の地域生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 成果目標 地域生活支援拠点等の整備 各市町村又は各圏域に少なくとも 一つを整備する

④福祉施設から一般就労への移行	<ul style="list-style-type: none"> ■ 成果目標 <ul style="list-style-type: none"> (a) 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加 平成 24 年度実績の 2倍以上 (b) 就労移行支援事業の利用者数の増加 平成 25 年度末の利用者数から 6割以上増加 (c) 事業所毎の就業移行率 就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5割以上 ■ 活動指標 <ul style="list-style-type: none"> (a) 就労移行支援の利用者数、利用日数 (b) 就労移行支援事業等から一般就労への移行者数 (就労移行支援、就労継続支援 A 型、B 型)
-----------------	---

(補足資料) 成果目標における改正前後の変更点の整理

区 分	現行計画	次期計画
福祉施設の入所者の地域生活への移行	①H17.10.1 時点の入所者のうち 3 割以上が H26 末までに地域生活に移行 ②H17.10.1 時点の入所者数を H26 末に 1 割以上削減	① H 2 5 末 時 点 の 入 所 者 の うち 12%以上が H29 末までに地域生活に移行 ② H 2 5 末 時 点 の 入 所 者 数 を H29 末に 4%以上削減
入院中の精神障害者の地域生活への移行	①H26 における 1 年未満入院者の平均退院率を H20.6.30 の調査時点から 7%相当分増加 ②H26 における 65 歳以上かつ 5 年以上の入院患者の退院者数を直近数から 2 割増加	①H29 における入院後 3 ヶ月時点の退院率 64%以上 ②H29 における入院後 1 年時点の退院率 91%以上 ③H29.6 末時点の長期在院者数を H24.6 末時点から 18%以上減少
地域生活支援拠点等の整備	記載なし	H29 末までに、各市町又は各圏域に少なくとも 1 つの拠点を整備
福祉施設から一般就労への移行	①H26 中に H17 実績の 4 倍以上が福祉施設から一般就労へ移行 ②H26 末における福祉施設利用者のうち 2 割以上が就労移行支援事業を利用 ③H26 末における就労継続支援事業利用者のうち 3 割以上が就労 A 型を利用	①H29 中に H24 実績の 2 倍以上が福祉施設から一般就労へ移行 ②H29 末における就労移行支援の利用者を H25 末から 6 割以上増加 ③全体の 5 割以上の就労移行支援事業所が就労移行率 3 割以上を達成

6 障害福祉計画の作成に関する事項

区 分	内 容
作成上の留意事項	① 障害者等の参加、地域社会の理解促進、医療、教育、雇用等の関係機関との連携 ② 都道府県と市町村の連携、作成委員会の開催 ③ 障害者等のニーズ等の把握 ④ 住民意見の反映（アンケート等） ⑤ 他の計画との関係（子ども・子育て支援事業計画等） ⑥ 定期的な調査、分析等（成果目標、活動指標の少なくとも年1回の実績の把握、中間評価の実施等） →PDCAサイクルの導入
市町村計画	① 成果目標及び活動指標の設定 ② 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は、指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込み量の確保のための方策 ③ 地域生活支援拠点等の整備 ④ 地域生活支援事業
<u>障害児支援のための計画的な基盤整備</u>	① 児童発達支援センター等を中心とした支援体制整備 ② 子育て支援施策との連携 ③ 教育との連携 ④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

《障害児支援に関する活動指標》

事 項	内 容
児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	地域における児童数の推移、現在の利用児童数、障害児等のニーズ、保育所等での障害児等の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる児童数及び平均的な1人当たりの利用量を勘案して、平成27年度から平成29年までの各年度につき、利用児童数及びサービス量の見込を定める。
医療型児童発達支援	地域における児童数の推移、現在の利用児童数、障害児等のニーズ、入所施設から退所した後に医療型児童発達支援の利用が見込まれる児童数及び平均的な1人当たりの利用量を勘案して、平成27年度から平成29年までの各年度につき、利用児童数及びサービス量の見込を定める。
福祉型児童入所支援 医療型児童入所支援	地域における児童数の推移、現在の利用児童数、障害児等のニーズを勘案して、平成27年度から平成29年までの各年度につき、利用児童数の見込を定める。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用児童数を勘案して、平成27年度から平成29年までの各年度につき、利用児童数の見込を定める。